

南中生活ガイドブック



「高々と 悠々と 共に」

この校訓には、丸岡南中学校で学ぶ生徒の皆さんに、理想と目標を「高々と」掲げ、豊かな心とたくましい足取りで「悠々と」自己を確立しながら、自然の恵みや自分に関わる人々に感謝し「共に」生きていく、優秀（優しさに秀でた）な人になってほしいという願いが込められています。

この願いが達成されるよう、学校生活を送るなかで「よりよい考え方をすること、よりよい行いをすること、他とよりよい関わりを持つこと」を学びながら自分を育てていきましょう。さらに、やさしさやいたわり、他人の痛みを感じることでできる気持ちを身につけ、学校で生活するすべての人が気持ちよく過ごすことができるように心がけましょう。

学校生活について

1 服装・身なり

(1) 制服 冬服着用期間 10月1日～5月31日

夏服着用期間 6月1日～9月30日

ただし、それぞれの時期の気候により移行期間を設けます。

冬服

○学校指定のブレザー、ネクタイ（リボン）、ズボン（スラックス）またはスカートを着用しよう。

○ブレザーの下には、白のカッターシャツまたは白のブラウス（丸襟）を着用しよう。

○ズボンには、黒のベルトを着用しよう

○スカートの長さは、膝丈としよう。

夏服

○白のカッターシャツまたは白色開襟シャツを着用する場合は、ノーネクタイでもかまいません。

○学校指定のサマーセーラー服または白のブラウスを着用する場合はリボンを着用しよう。

共通

○カッターシャツやブラウスの下に、Tシャツ、タンクトップ等の肌着を着用しよう。肌着の色は派手でないものとし、無地（ワンポイントは可）を身につけよう。

○制服は変形加工していないものとし、正しく着用しよう。

(2) 名札（身分証）は常に携帯し、学校内では制服の指定の位置につけよう。

(3) 靴下は派手でない色のものとし、極端な形のものはローソックスやハイソックス、ルーズソックスはさけよう。

(4) ストッキング（タイツ）を使用する場合は、ベージュか黒を身につけよう。

(5) 冬季は制服の下にセーター・ベスト・トレーナー・カーディガンを着用してもかまいません。色は白・黒・グレー・紺・茶系統の単色・無地のものを身につけよう。ただし、ネクタイが隠れるものはさけよう。

(6) コートは、派手な色のものや高価なものはさけよう。また、極端に丈の長いものや短いもの、カーディガンは着用しないようにしよう。部活動で指定されているウインドブレーカー等を着用してもかまいません。

(7) 自転車通学のレインコート・雨カップは明るい色を使用しよう。

(8) マフラーは長すぎて危険のないように着用しよう。

(9) 履き物

○通学には革靴やローファー、学校指定の外ズックまたはスニーカーを使用しよう。また、スニーカーは通学に適したもので、派手なもの、高価なものはさけよう。

○冬季間のスノートレーニングシューズ、ブーツは、派手でないものをはこう。ブーツは靴下がかくられる程度の長さで、厚底やロングブーツはやめよう

○内ズック、外ズックは指定のものとし、かかとの部分に記名しよう。

(10) 体操服は学校指定の冬用・夏用体操服、スクエアTシャツとします。

2 頭髪

(1) 学習や運動のさまたげになる髪型や、加工しないようにしよう。

(2) 前髪は、目にかからないようにしよう。

(3) 染色、脱色、パーマなどはしないようにしよう。

(4) 加工するための整髪料は使用しないようにしよう。

(5) 後ろ髪が肩につかえる場合、めだたない色のゴムで結ぶようにしよう。

(6) 装飾品は使用しないようにしよう。

3 持ち物

- (1) カバンは両肩にかつぐことができるものとし、教科書、学習道具、体操服等が入る大きさのものにしよう。部活動の練習着などがカバンに入りきらないときは、サブバックを各自で用意しよう。
- (2) 必要以外の金銭や高価なもの、学校生活に不要なものはさけよう。自分の持ち物は自分でしっかり管理しよう。
- (3) 水分持参について
 - ① お茶（紅茶は除く）またはスポーツ飲料を、水筒かペットボトル（必ずカバーをするか、タオルで巻こう。）家から持参しよう。
 - ② 水分の補給は休み時間と部活動時のみとし、廊下等での飲み歩きはしないようにしよう。
 - ③ 授業中はペットボトルを人目に付くところに置かず、カバンの中にしまうようにしよう。
 - ④ 持参した水筒やペットボトルは自己管理し、必ずその日に持ち帰るようにしよう。

4 登下校

次の通学についてのきまりを遵守しよう。

- (1) 登下校時は交通ルールを守り、定められた通学路を通ろう。
- (2) 見えにくいところ、人通りが少ない道をさけ、できるだけ複数で安全に気を付けて登下校しよう。
- (3) 自転車通学は届け出制とし、下記のきまりを守ろう。
 - ① 自転車通学届を提出しよう。
 - ② 自転車通学のきまり
 - (ア) 車体の規定に合格した安全な自転車に乗ろう。
 - (イ) 自転車保険に加入しよう。
 - (ウ) ヘルメットを正しく着用しよう。
 - (エ) 自転車の前にライトを取り付けよう。後ろにも自動点滅のテールライトを取り付けるのが望ましい。
 - (オ) 所定のスポーク反射板、南中学校登録ステッカーを付け、氏名を記入しよう。
 - (カ) 登校した際は施錠し、割り当てられた自転車置き場に整頓して置こう。
 - (キ) 降雪・積雪・凍結時は、自転車通学をやめよう。
 - ③ 車体（自転車）の規定
 - (ア) サドルは腰掛けた時に片足が地面につく高さにしよう。
 - (イ) ハンドルグリップの高さがサドルの高さより高くしよう。
 - (ウ) ブレーキ、ライト、ベルは常に確実に作動する状態にしよう。
 - (エ) ペダル、後ろの泥よけに反射板の付いたものにしよう。
 - ④ 自家用車による送迎で登下校する場合は、西側・北側の駐車場で乗降しよう。道路上での乗降はやめよう。

5 届け出

- (1) 校舎・校具・備品等を破損した時は、担任と担当教師に届け出て、状況報告書を提出しよう。
- (2) アルバイトを特別な理由により、やむを得ず必要とする場合は、学校に届け出るようにしよう。

休業中の生活について

1 休業中の登校

- (1) 休業中に登校する際の服装は、制服にしよう。ただし、部活動の場合は、体操服または部活動ごとに統一された服装でもかまいません。
- (2) 昼食が必要な場合は、弁当を準備・持参し、活動途中に購入することはやめよう。ゴミは持ち帰ろう。

2 安全で規律ある生活

- (1) 外出の際は、用件・行き先・同伴者名・帰宅時間を保護者に伝えよう。
- (2) 保護者が同伴しない夜間の外出、外泊はやめよう。
- (3) パチンコ店など、青少年育成保護条例等の法律で決められていることを守ろう。
- (4) 生徒間での金品の貸し借り、物品の売買はやめよう。
- (5) インターネットやSNSを利用する際には、ルールやマナーを守ろう。
- (6) 公共施設を使用する場合は管理者の許可を得、使用後は責任をもって後始末をしよう。
- (7) 事故発生の際は、すぐに担任または学校に連絡しよう。

令和7年4月1日より 改訂

以上の内容は、生徒の声を参考に生徒会で話し合いの上、今後も改訂されていきます。